

宮城県特用林産物産地再生支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、特用林産物生産者の生産再開を支援するため、東京電力株式会社（以下「東電」という。）福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染の影響を受けた事業者に対し、県で定める「きのこ栽培における放射能対策作業マニュアル」に基づき実施する、放射性物質の低減化対策及び経営の早期再開に要する経費並びに放射性物質汚染のないきのこ原木の購入経費について、予算の範囲内において宮城県特用林産物産地再生支援事業補助金（以下「本補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象事業等)

第2 本補助金の交付対象となる経費、事業実施主体及び補助率は、別表1に定めるとおりとする。

(交付の申請)

- 第3 規則第3条第1項の規定による補助金の交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。
- 2 前項の補助金の交付申請書を提出しようとする者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
 - 3 規則第3条第2項の規定により補助金の交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。
 - (1) 事業計画書（事前に知事の承認を受けている場合を除く。）
 - (2) 工事の施工等にあつては実施設計書（事前に知事の承認を受けている場合を除く。）
 - (3) 生産資材の購入については見積書
 - (4) 交付対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）に係る収支予算書又はこれに代わる書類
 - (5) 県税納税証明書（申請日から3ヶ月以内に県税事務所が発行したもの。）
 - (6) 暴力団排除に関する誓約書
 - (7) その他知事が必要と認める書類

(交付の条件)

第4 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、別記様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、別表1に掲げる重要な変更以外の軽微な変更にあつては、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止、又は廃止する場合においては、別記様式第3号により知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) (1)によるもののほか、別記様式第2号により、自主的に事業計画変更の承認を知事に求めることができるものとする。

(事業着手報告)

第5 補助事業者は、補助金の交付決定に基づき事業に着手したときは、別記様式第4号による事業着手報告書を知事あてに提出するものとする。

(事業完了報告)

第6 補助事業者は、事業完了後、当該事業完了年度内に第7の規定による事業実績報告書を提出できないときは、速やかに別記様式第5号による事業完了報告書を知事に提出するものとする。

(実績報告)

第7 規則第12条第1項の規定による事業実績報告書の様式は、別記様式第6号によるものとし、添付する書類は次のとおりとする。

- (1) 収支精算書
- (2) 工事の施工等にあつては、出来高設計書
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 第3第2項のただし書の規定により補助金の交付申請をした者は、前項の事業実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合は、これを当該補助金から減額して報告しなければならない。

(補助金の交付方法)

第8 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、交付対象事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は、別記様式第7号によるものとする。

(消費税額及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第9 第3第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした者は、第7第1項の事業実績報告書を提出した後において、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(第3第2項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の額)を別記様式第8号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(処分の制限を受ける財産)

第10 規則第21条第2号及び第3号の規定により処分の制限を受ける財産は、それぞれ1件当たりの取得価格が50万円以上のものとする。

(処分の制限を受ける期間)

第11 規則第21条のただし書の規定により処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定める耐用年数に相当する期間(ただし、大蔵省令に定めのない財産については農林水産大臣が定める期間)とする。

(帳簿及び書類の備付け)

第12 補助事業者は、第11の期間において処分の制限を受ける財産の管理の状況を明らかにするため、財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(書類の提出部数及び経由)

第13 この要綱により知事に提出する書類は、原則として事業を所轄する地方振興事務所長又は地方振興事務所地域事務所長を経由するものとし、その提出部数は2部とする。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成26年11月26日から施行し、平成26年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該事業等に係る予算が成立した場合に、当該事業等にも適用するものとする。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成28年11月16日から施行し、平成28年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該事業等に係る予算が成立した場合に、当該事業等にも適用するものとする。

別表 1

区 分	交付対象となる経費	補助率及び上限額	事業実施主体	重要な変更	
				経費配分の変更	事業の内容変更
出荷制限解除に向けた栽培工程管理	1 栽培工程管理に必要な資機材の購入経費 (空間線量の高い場所からの風を防ぐネットの設置, 既存人工ほだ場の遮光ネットの張替え及び既存施設(ハウス)のシートの張替え等, 放射性物質低減化に必要な資機材の購入経費で東電の損害賠償対象のものを除く)	事業費の1/2以内 1 施設あたりの上限額 25万円	県で定める栽培管理基準に基づき出荷制限解除を目指す生産者団体及び放射性物質の汚染が確認され既存施設の資機材の交換等放射性物質の低減化対策が必要な生産者団体(森林組合, 生産森林組合, 森林組合連合会, 農業協同組合, 農業協同組合連合会, 農事組合法人, 林業者等の組織する団体, 地方公共団体等の出資する法人)	経費の内訳の欄に掲げる経費間の30%を超える増減	事業費又は事業量の3割を超える増減
	2 経営の早期再開を目指すために必要な施設整備に要する経費 (ビニールハウス及び人工ほだ場の新設に必要な経費で東電の損害賠償対象のものを除く)	事業費の1/2以内 1 施設あたりの上限額 100万円			
安全・安心なきのこ栽培に向けた栽培工程管理	3 放射性物質汚染のないきのこ原木の購入経費 (きのこ原木の購入経費で東電の損害賠償対象のものを除く)	事業費の1/2以内	県で定める栽培管理基準に基づき安全・安心なきのこ栽培生産者団体及び放射性物質の汚染が確認され既存施設の資機材の交換等放射性物質の低減化対策が必要		

			な生産者団体（森林組合，生産森林組合，森林組合連合会，農業協同組合，農業協同組合連合会，農事組合法人，林業者等の組織する団体，地方公共団体等の出資する法人）	
--	--	--	--	--

注) 平成 26 年 4 月 1 日以降，県で定める「きのこ栽培における放射能対策作業マニュアル」に基づき放射性物質低減化及び経営の早期再開に向けた取り組みについて補助対象とする。